

## 議案第10号

### 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正について

次のとおり風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成27年11月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年鳥取県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(風俗営業の営業時間の特例)

第4条 風俗営業者（法第2条第1項第4号の営業のうちぱちんこ屋その他風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号。以下「政令」という。）第8条に規定する営業を営む者を除く。）は、次の各号に掲げる日の区分に応じそれぞれ当該各号に定める地域内に限り、午前零時から午前1時までその営業を営むことができる。

(1) 略

(2) 地域の習俗等からみて特別の事情のある日として公安委員会規則で定める日 当該公安委員会規則で定める地域

2 接待飲食等営業、法第2条第1項第4号の営業のうちまあじやん屋及び同項第5号の営業を営む風俗営業者は、前項の規定によるほか、次に掲げる地域内に限り、午前零時から午前1時までその営業を営むことができる。

(1)・(2) 略

(風俗営業の営業時間の特例)

第4条 法第13条第1項の習俗的行事その他の特別な事情のある日として条例で定める日は次の各号に掲げる日とし、当該事情のある地域として条例で定める地域はそれぞれ当該各号に定める地域とする。

(1) 略

(2) 地域の習俗等からみて特別の事情のある日として公安委員会規則で定める日 当該公安委員会規則で定める地域並びに接待飲食等営業、法第2条第1項第7号のまあじやん屋及び同項第8号の営業につき第3項各号に掲げる地域

2 法第13条第1項の条例で定める時は、午前1時とする。

3 法第13条第1項の午前1時まで風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域として条例で定める地域は、接待飲食等営業、法第2条第1項第7号のまあじやん屋及び同項第8号の営業につき次に掲げる地域とする。

(1)・(2) 略

(風俗営業の営業時間の制限)

第4条の2 法第2条第1項第4号の営業のうちぱちんこ屋その他政令第8条に規定する営業を営む風俗営業者は、法第13条第1項本文の規定によるほか、午前6時後午前9時までの時間及び午後11時から翌日の午前零時前の時間においては、その営業を営んではならない。

(風俗営業等に係る騒音及び振動の規制)

第5条 法第15条（法第31条の23及び第32条第2項において準用する場合を含む。）の条例で定める騒音に係る数値は、次の表の左欄に掲げる地域ごとに、同表の右欄に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ同欄に定めるとおりとする。

地域	数値		
	午前8時から午後6時前	午後6時から午後10時前	午後10時から翌日の午前8時前

(風俗営業の営業時間の制限)

第4条の2 法第2条第1項第7号の営業（ぱちんこ屋及び回胴式遊技機、アレンジボール遊技機又はじゃん球遊技機を設置して客に遊技をさせる営業で、当該遊技の結果に応じ賞品を提供して営むものに限る。）を営む風俗営業者は、法第13条第1項の規定によるほか、鳥取県の区域において、日出時から午前9時までの時間及び午後11時から翌日の午前0時（当該翌日につき、前条第1項各号に掲げる日に該当する場合にあっては、当該各号に定める地域については、午前1時）までの時間においては、その営業を営んではならない。

(風俗営業等に係る騒音及び振動の規制)

第5条 法第15条（法第32条第2項において準用する場合を含む。）の条例で定める騒音に係る数値は、次の表の左欄に掲げる地域ごとに、同表の右欄に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ同欄に定めるとおりとする。

地域	数値		
	午前8時から日没時まで	日没時から午後10時まで	午後10時から翌日の午前8時前

略
---

- 2 法第15条（法第31条の23及び第32条第2項において準用する場合を含む。）の条例で定める振動に係る数値は、55デシベルとする。

（風俗営業者の行為の制限）

第6条 略

- 2 法第2条第1項第4号の営業のうちぱちんこ屋その他政令第15条に規定する営業を営む風俗営業者は、前項の規定によるほか、次に掲げる行為をしてはならない。

（1）・（2） 略

（3） 営業所で賭博類似行為その他著しく射幸心をそそるおそれのある行為をし、又は客にこれらの行為をさせること。

（4）・（5） 略

- 3 法第2条第1項第4号の営業のうちまあじゃん屋を営む風俗営業者は、第1項の規定によるほか、次に掲げる行為をしてはなら

略
---

- 2 法第15条（法第32条第2項において準用する場合を含む。）の条例で定める振動に係る数値は、55デシベルとする。

（風俗営業者の行為の制限）

第6条 略

- 2 法第2条第1項第7号の営業（ぱちんこ屋その他風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号）第11条に規定する営業に限る。）を営む風俗営業者は、前項の規定によるほか、次に掲げる行為をしてはならない。

（1）・（2） 略

（3） 営業所でと博類似行為その他著しく射幸心をそそるおそれのある行為をし、又は客にこれらの行為をさせること。

（4）・（5） 略

- 3 法第2条第1項第7号のまあじゃん屋を営む風俗営業者は、第1項の規定によるほか、客の遊技に参加してはならない。

ない。

- (1) 営業所で賭博類似行為その他著しく射幸心をそそるおそれのある行為をし、又は客にこれらの行為をさせること。
- (2) 著しく射幸心をそそるおそれのある方法で営業すること。
- (3) 客の遊技に参加すること。

4 法第2条第1項第5号の営業を営む風俗営業者は、第1項の規定によるほか、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 営業所で賭博類似行為その他著しく射幸心をそそるおそれのある行為をし、又は客にこれらの行為をさせること。
- (2) 著しく射幸心をそそるおそれのある方法で営業すること。

(ゲームセンター等への年少者の立入りの制限)

第7条 法第2条第1項第5号の営業を営む風俗営業者は、法第22条第1項第5号の規定によるほか、午後6時から午後10時前の時間においては、16歳未満の者を営業所に客として立ち入らせてはならない。

4 第2項第3号及び第4号の規定は、法第2条第1項第7号のま  
あじやん屋又は同項第8号の営業を営む風俗営業者について準用  
する。

(ゲームセンター等に年少者を立ち入らせてはならないこととなる  
時等)

第7条 法第22条第5号の条例で定める年齢は、16歳とし、同号の  
規定により当該年齢に満たない者について日没時を定める。

(性風俗関連特殊営業の広告制限地域)

第12条 略

(特定遊興飲食店営業の規制)

第13条 法第31条の23において準用する法第4条第2項第2号の条

例で定める地域は、第4条第2項に掲げる地域とする。ただし、次に掲げる区域を除く。

(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定

する児童福祉施設（以下「児童福祉施設」という。）のうち、

助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設から

50メートル以内の区域

(2) 医療法第1条の5第1項に規定する病院（以下「病院」と

いう。）から60メートル以内の区域

(3) 医療法第1条の5第2項に規定する診療所のうち患者を入

院させるための施設を有するもの（以下「診療所」という。）

から50メートル以内の区域

2 特定遊興飲食店営業者は、午前5時から午前6時までの時間に

おいては、その営業を営んではならない。

(性風俗関連特殊営業の広告制限地域)

第12条 略

3 特定遊興飲食店営業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 営業所でみだらな行為その他善良の風俗を害する行為をし、又は客にこれらの行為をさせること。

(2) 営業所（旅館業法第3条第1項の許可を受けて営む営業の施設であるものを除く。）又はその付帯施設で客を就寝させ、又は宿泊させること。

(3) 客の求めない飲食物を提供すること。

(4) 営業中において、営業所の出入口に施錠をすること。

(5) 営業所又はその付帯施設で店舗型性風俗特殊営業を営むこと。

(6) 営業所で賭博類似行為その他著しく射幸心をそそるおそれのある行為をし、又は客にこれらの行為をさせること。

(7) 著しく射幸心をそそるおそれのある方法で営業すること。

(深夜における酒類提供飲食店営業の禁止地域)

第14条 酒類提供飲食店営業は、第3条第1項第1号に掲げる地域においては、午前零時から午前6時までの時間にこれを営んではならない。

(深夜における酒類提供飲食店営業の禁止地域)

第13条 酒類提供飲食店営業は、第3条第1項第1号に掲げる地域においては、午前零時から日出時までの時間にこれを営んではならない。

(風俗環境保全協議会を置く地域)

第15条 法第38条の4第1項の特に良好な風俗環境の保全を図る必要があるものとして条例で定める地域は、第4条第2項に掲げる地域とする。

別表第1 (第3条関係)

法第2条第1項第1号から第4号までの営業	略
法第2条第1項第5号の営業	略

備考

1・2 略

別表第1 (第3条関係)

法第2条第1項第1号から第7号までの営業	略
法第2条第1項第8号の営業	略

備考

1・2 略

3 この表において「児童福祉施設」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。

4 この表において「病院」とは、医療法第1条の5第1項に規定する病院をいい、「診療所」とは、同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するものをいう。

附 則

この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第45号）の施行の日から施行する。